第６期高萩市障害福祉計画・
第２期高萩市障害児福祉計画

第１章　障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的な考え方

１　基本理念

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、基本理念を設定します。

①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

④地域共生社会の実現に向けた取組

⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

⑥障害福祉人材の確保

⑦障害者の社会参加を支える取組

２　障害福祉サービス等の種類と整備方針

障害者総合支援法の福祉サービスは、個々の障がいのある人の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて支給決定が行われる障害福祉サービス、障害児支援事業、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業に大別されます。

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用までの流れが異なります。

平成28年に障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正され、障がいのある人が、自分たちが望む地域生活を送ることができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実を行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細やかに対応するための支援の拡充が図られています。

■福祉サービスの体系

（１）障害福祉サービス【介護給付】

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	内　容	居宅で、調理、洗濯等の家事や、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		対象者	障害者支援区分が区分１以上（障がいのある児童にあってはこれに相当する心身の状態）である人。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	重度訪問介護	内　容	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
		対象者	障害支援区分が区分４以上あって、下記のいずれかに該当する人。 ①二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人。 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	同行援護	内　容	外出時、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出先での必要な援助を行います。
		対象者	同行援護アセスメント票の基準を満たす視覚障がいがあり、移動に著しい困難を有する人。
		サービス整備方針	市内には、同行援護を行っている事業所がないため、広域的な事業所においてサービスの必要量を確保します。

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
訪問系サービス	行動援護	内　　容	知的、又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等が行動する際に、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
		対 象 者	障害支援区分が区分３以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上（障がいのある児童にあっては、これに相当する心身の状態）である人。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	重度障害者等包括支援	内　　容	ホームヘルプサービス、日中活動サービス及び短期入所等の複数のサービスを包括的に行います。
		対 象 者	障害支援区分が区分６（障がいのある児童にあっては区分６に相当する心身の状態）であって、下記のいずれかに該当する人。 ①四肢に麻痺等があり、人工呼吸器による呼吸管理を行なっている身体障がいのある人。 ②四肢に麻痺等がある最重度の知的障がいのある人。 ③障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人。
		サービス整備方針	サービス提供事業所の参入を促進します。
日中活動系サービス	短期入所（ショートステイ）	内　　容	家族等の介護者の疾病、その他の理由により、施設に短期間入所することができます。
		対 象 者	在宅の障がいのある人で、障害支援区分１以上か、在宅の障がいのある児童で、障害児短期入所区分１以上の人。
		サービス整備方針	利用者が必要とするときに、適正なサービス量を提供できるよう、事業所との連携を図ります。
	療養介護	内　　容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
		対 象 者	①筋委縮性側索硬化症（ＡＬＳ）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分６の人。 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいのある人であって、障害支援区分が区分５以上の人。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	生活介護	内　　容	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		対 象 者	障がいのある人（障害支援区分が一定以上ある人）。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
居住系サービス	施設入所支援	内　　容	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		対 象 者	障害支援区分が区分４以上の人（50歳以上の人は、区分３以上の人）。
		サービス整備方針	障がいのある人の、住まいの確保に努めます。

（２）障害福祉サービス【訓練等給付】

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
日中活動系サービス	自立訓練	内容	＜機能訓練・生活訓練＞ 自立して日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 ＜宿泊型自立訓練＞ 居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行います。
		対象者	機能訓練は、身体に障がいがある人と難病患者。 生活訓練及び宿泊型自立訓練は、知的障がいのある人又は精神障がいのある人。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	就労移行支援	内容	一般企業等への就労を希望する人に、原則２年まで、就労に必要な知識及び能力の向上の為に必要な訓練を行います。
		対象者	障がいのある人。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	就労継続支援	内容	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 ＜A型（雇用型）＞ 通常の事業所に雇用されることが困難な方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供等を行います。 ＜B型（非雇用型）＞ 就労経験のある方等に対し、就労の機会や生産活動等の場の提供等を行います。
		対象者	障がいのある人。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	就労定着支援	内容	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
		対象者	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人。
		サービス整備方針	サービス提供事業所の参入を促進します。
居住系サービス	自立生活援助	内容	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
		対象者	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、ひとり暮らしを希望する人。
		サービス整備方針	サービス提供事業所の参入を促進します。
	共同生活援助（グループホーム）	内容	主として夜間において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活向上の援助を行います。
		対象者	障がいのある人。
		サービス整備方針	障がいのある人の、住まいの確保に努めます。

（３）障害福祉サービス【相談支援】

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
相談支援	計画相談支援	内　　容	サービス等利用計画を作成します。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整を行います。
		対 象 者	障害福祉サービス及び地域相談支援利用者。
		サービス整備方針	相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組みます。
地域相談支援	地域移行支援	内　　容	障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人について、住居の確保等地域における生活に移行するための支援を行います。
		対 象 者	活動に関する相談支援を行います。 ①障害者支援施設や療養介護施設に入所している人。 ②精神科病院に入院している精神障がいのある人。 ③生活保護法で規定する救護施設・厚生施設や刑務所・少年刑務所・留置所・少年院等に入所している障がいのある人。
		サービス整備方針	関係機関等との連携に努めながら、支援体制の整備、充実を図ります。
	地域定着支援	内　　容	居住において単身等で生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。
		対 象 者	①居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない人。 ②居宅において家族が同居している障がいのある人であっても、該当家族が障がい・疾病等のため緊急時の支援が見込めない人（障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院した人等、地域生活が不安定な人を含む）。
		サービス整備方針	関係機関等との連携に努めながら、支援体制の整備、充実を図ります。

（４）障害児支援事業

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
通所支援	放課後等デイサービス	内　　容	就学している障がいのある児童に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
		対 象 者	就学している障がいのある児童。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	児童発達支援	内　　容	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。
		対 象 者	療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。

サービス種類			サービス内容 サービス整備方針
通所支援	保育所等訪問支援	内容	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
		対象者	集団生活を行う施設（保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等）に通う障がいのある児童。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	居宅訪問型児童発達支援	内容	障がいのある児童の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を行います。
		対象者	重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童。
		サービス整備方針	サービス提供事業所の参入を促進します。
相談支援	障害児相談支援	内容	障害児支援利用計画を作成します。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整を行います。
		対象者	障害児支援事業を利用するすべての児童。
		サービス整備方針	相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援専門員の資質の向上を図ります。

（５）地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき、市が実施主体となって行う事業です。障がいの有無に関わらず、日常生活又は社会生活ができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業の実施を行うこととしています。

【必須事業】

サービス種類			サービス内容 サービス整備方針
必須事業	理解促進研修・啓発事業	内容	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人への理解を深める研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
		サービス整備方針	研修会等を開催し、障がいのある人への理解を深められるよう努めます。
	自発的活動支援事業	内容	障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ボランティア活動等）を支援します。
		サービス整備方針	高萩市社会福祉協議会と連携して、関係団体の活動に対する支援に努めます。
	成年後見制度利用支援事業	内容	知的障がいのある人や精神障がいのある人等で、判断能力が不十分である一定の用件に該当する人に対し、成年後見制度の利用を支援するためその費用を助成します。
		対象者	知的障がい、精神障がい等の理由により、日常生活を営むのに支障がある人。
		サービス整備方針	事業の周知を図りながら、利用の促進に努めます。

サービス種類			サービス内容 サービス整備方針
必須事業	成年後見制度法人後見支援事業	内　容	障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度に基づく後見等の業務を適正に行うことができる体制整備に向け、必要な研修の実施、法人後見活動を安定的に実施するための組織づくり等を支援するものです。
		対象者	法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等。
		サービス整備方針	事業の実施に向け、体制整備に努めます。
	相談支援機能強化事業	内　容	障がいのある人及びその家族からの相談に応じ、情報提供やサービスの利用支援を行うとともに、関係機関との調整や、権利擁護のために必要な援助を行います。
		サービス整備方針	それぞれの障がいに応じた相談支援体制の充実とともに、相談支援専門員の資質の向上を図ります。
	基幹相談支援センター事業	内　容	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援を行うと共に、相談支援体制の強化や地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート等の相談等の業務を総合的に行うものです。
		サービス整備方針	専門的な相談支援の充実に努めます。
	住宅入居等支援事業	内　容	賃貸住宅への入居に際して必要な調整や家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等の地域生活を支援します。
		対象者	障がいのある人等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人。
		サービス整備方針	事業の実施に向け、体制整備に努めます。
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	内　容	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行います。
		サービス整備方針	ニーズに応じた必要な派遣ができるよう事業を継続します。
	手話通訳者設置事業	内　容	市では、市役所での手続きを円滑にするため、窓口に手話通訳者の配置を目指します。
		サービス整備方針	事業の実施に向け、体制整備に努めます。
	手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修	内　容	市の行事や会議等への聴覚に障がいのある人の参加・参画、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成研修を実施しています。
		対象者	実施主体が適当と認めた人。
		サービス整備方針	事業の実施に向け、体制整備に努めます。
	日常生活用具給付等事業	内　容	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図りその福祉の増進に資することを目的とします。
		対象者	原則として、在宅の身体障がいのある人・知的障がいのある人・難病患者であって、該当用具を必要と認められる人。
		サービス整備方針	ニーズに応じた適切な給付等を継続します。

<table>
<tr><th colspan="2">サービス種類</th><th colspan="2">サービス内容
サービス整備方針</th></tr>
<tr><td rowspan="7">必須事業</td><td rowspan="3">移動支援事業</td><td>内　　容</td><td>屋外での移動に困難がある障がいのある人が、外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をするとき、ヘルパーを派遣し移動の支援を行います。</td></tr>
<tr><td>対 象 者</td><td>屋外での移動に困難がある障がいのある人、障害福祉サービス（通院介助）の支給決定を受けていない人。</td></tr>
<tr><td>サービス整備方針</td><td>必要とするサービス量の確保に努めます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地域活動支援センター機能強化事業</td><td>内　　容</td><td>障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進等を行なったり、社会復帰に向けた支援を行います。
＜基礎的事業＞
　創作的活動又は生産的活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援を行います。
＜機能強化事業＞
　基礎的事業に加え、地域生活を支えるセンター機能等を強化した事業を行います（Ｉ型は医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談支援事業の実施。Ⅱ型は機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します（※現在市内にはありません）。Ⅲ型は地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業等です）。</td></tr>
<tr><td>対 象 者</td><td>精神障がいのある人。</td></tr>
<tr><td>サービス整備方針</td><td>事業の周知を図りながら、利用の促進に努めます。</td></tr>
</table>

【任意事業】

<table>
<tr><th colspan="2">サービス種類</th><th colspan="2">サービス内容
サービス整備方針</th></tr>
<tr><td rowspan="5">任意事業</td><td rowspan="2">障害者虐待防止対策支事業</td><td>内　　容</td><td>障がいのある人への虐待を防止するため、障害者虐待相談窓口を設置し、障がいのある人への虐待に関わる通報の受理、虐待をうけた障がいのある人の相談及び助言等を行うとともに普及啓発に努め、障がい者虐待防止体制の充実を図ります。</td></tr>
<tr><td>サービス整備方針</td><td>事業の周知を図り、体制整備に努めます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">日中一時支援事業</td><td>内　　容</td><td>障害者支援施設等において障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。</td></tr>
<tr><td>対 象 者</td><td>市内に居住する在宅の障がいのある人で、日中において見守り等をする人がいないため、一時的に支援が必要な人。</td></tr>
<tr><td>サービス整備方針</td><td>必要とするサービス量の確保に努めます。</td></tr>
</table>

第２章　障害福祉サービスの推進

１　令和５年度に向けた目標値

障害福祉計画に係る基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活への移行、地域生活支援及び就労支援等に関して、次のとおり成果目標を定めます。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者の６％以上を令和５年度末までに地域生活へ移行すること、令和元年度末時点の施設入所者数を令和５年度末までに 1.6%以上削減することを定めています。ただし、第５期計画で未達成人数がいた場合は、その人数を含めることを定めています。本市においては、未達成人数は０人となっております。

本市では、以下のように目標値を設定します。

項目	数値	備考
第６期計画作成時の入所者数	43 人	令和元年度末時点の施設入所支援利用者数
【目標値】 地域生活移行者数	３人 （６％）	施設からグループホーム、家庭等へ地域移行を目指す者の数
【目標値】 削減見込	１人 （1.６%）	現状からの差引減少見込数

●ここでは、基本指針に基づき目標値を算出していますが、施設入所支援の見込量（P81）は、地域実績に合わせ別に設定しています。

※第５期障害福祉計画実績

項目	数値	備考
第５期計画作成時の入所者数	43 人	平成 28 年度末時点の施設入所支援利用者数
第５期計画の地域移行者数目標値	４人	平成 28 年度末時点の施設入所者数（43 人）の９％以上
第５期計画期間中の地域移行者数	４人	平成 29 年度から令和元年度にかけて地域移行した者の人数
第５期計画期間中の新たな入所者数	４人	平成 29 年度から令和元年度にかけて新たに施設に入所した者の人数

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括システムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、参加者数、目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する必要があります。

本市では、「自立支援協議会」を協議の場として位置づけ、以下のとおり目標値を設定します。

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
協議の場の開催回数	１回	１回	１回
協議の場への関係者の参加者数	６人	６人	６人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	１回	１回	１回

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

基本指針では、令和５年度末までに、障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に１か所以上整備し、年１回以上運用状況を検証及び検討するという成果目標が設定されています。

本市では、以下のように目標値を設定します。

項目	目標	備考
地域生活支援拠点等	市内又は圏域で整備	令和５年度末まで
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	年１回以上	令和５年度末まで

（４）福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行者数

基本指針では、令和５年度における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて一般就労への移行実績を、令和元年度の 1.27 倍以上、さらに、就労移行支援事業等のうち、就労移行支援事業では令和元年度の 1.30 倍以上、就労継続支援事業（A型）では令和元年度の 1.26 倍以上、就労継続支援事業（B型）では令和元年度の 1.23 倍以上にするという成果目標が設定されています。

本市では、以下のように目標値を設定します。

項目	数値		備考
目標年度における年間一般就労者数	２人	1.27 倍以上	令和５年度中において、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を利用して一般就労に移行する者の人数
就労移行支援事業を利用した年間一般就労移行者数	２人	1.30 倍以上	
就労継続支援事業Ａ型を利用した年間一般就労移行者数		1.26 倍以上	
就労継続支援事業Ｂ型を利用した年間一般就労移行者数		1.23 倍以上	

※第５期障害福祉計画実績

項目	数値	備考
第５期計画の就労移行支援事業等を利用した一般就労移行者数目標値	５人	平成 29 年度から令和元年度にかけての目標値
第５期計画期間中の就労移行支援事業等を利用した一般就労移行者数	１人	平成 29 年度から令和元年度にかけての実績
令和元年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労移行者数	１人	令和元年度実績

②就労定着支援事業利用者数

基本指針では、令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行する人のうち、７割以上が就労定着支援事業利用することを定めています。

本市では、以下のように目標値を設定します。

項目	数値		備考
令和５年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労者数 ※①の目標値	２人		令和５年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労する人の数
【目標値】 令和５年度末の就労移行支援事業等を利用した一般就労者数のうちの就労定着支援事業の利用者数	１人	７割以上	令和５年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人のうち、就労定着支援事業を利用した人の数

③就労定着率が８割以上の就労定着支援事業所の割合

基本指針では、令和５年度において、就労定着支援事業所のうち就労定着率（過去３年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。）が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを定めています。

本市では令和元年度現在、市内に就労定着支援事業を実施している事業所がありません。そのため、国が示す就労定着率８割以上の事業所の目標数を設定することができない状況です。

本市においては、市内で就労定着支援事業が実施できるように事業所と協議し、事業所の参入促進に努めます。

項目	数値	備考
市内就労定着支援事業所数	０か所	令和元年度末時点
就労定着率が８割以上の事業所数	―	令和５年度における市内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上となっている事業所の割合

（５）障害児支援の提供体制の整備等

基本指針では、障がいのある児童に対する以下の支援の提供体制を、令和５年度末までに整備することを定めています。

本市では、いずれも未整備であるため、関係機関と協議を行い、整備に向けて検討していきます。

項目	目標	備考
児童発達支援センターの設置	市内又は圏域で１か所以上	令和５年度末まで
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制の構築	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	市内又は圏域で１か所以上	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	体制の整備	

（６）相談支援体制の充実・強化等

基本指針では、令和５年度末までに、基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを定めています。

本市では、以下のように目標値を設定します。

項目	目標	備考
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	体制の確保	令和５年度末まで

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本指針では、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められているため、令和５年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを定めています。

本市では、以下のように目標値を設定します。

項目	目標	備考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	体制の構築	令和５年度末まで

２　障害福祉サービスの利用実績及び見込量

各年度における障害福祉サービス等の利用実績及び見込量を以下に示します。特に記載がないものについては、近年の実績及びアンケート調査における利用意向等を考慮し、月間における平均の数量を見込んでいます。

また、月間の実績につきましては、月平均の数値となっていますが、年間の実績につきましては、各年度末の数値となっています。

（※令和２年度については、平成30年度から令和元年度の実績をもとに算出した見込値）

（１）訪問系サービス

①居宅介護：居宅で、調理や洗濯等の家事や、入浴や排せつ、食事等の介護をします。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延時間数	510	510	530
実績 （実利用者数）		508 (33)	525 (33)	545 (34)
達成率	％	99.6	103.0	103.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延時間数	565	588	610
	利用者数	35	37	38

②重度訪問介護：重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延時間数	13	15	17
実績 （実利用者数）		15 (2)	11 (2)	11 (2)
達成率	％	115.4	73.3	64.7

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延時間数	13	17	18
	利用者数	3	4	4

③行動援護：知的・精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助をします。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延時間数	15	15	15
実績 （実利用者数）		0 (0)	0 (0)	0 (0)
達成率	％	0.0	0.0	0.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延時間数	14	26	40
	利用者数	3	6	9

④重度障害者等包括支援：介護の必要性がとても高い人に、居住介護等複数のサービスを包括的に行います。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延時間数	―	―	―
実績 （実利用者数）		0	0	0
達成率	％	0.0	0.0	0.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延時間数	85	170	226
	利用者数	2	3	4

⑤同行援護：視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に、外出時の同行、代筆や代読、排せつや食事の介護をします。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延時間数	10	10	10
実績 （実利用者数）		0 (0)	0 (0)	0 (0)
達成率	％	0.0	0.0	0.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延時間数	18	37	60
	利用者数	2	4	7

（２）日中活動系サービス

①生活介護：常時介護を必要とする障がいのある人に、主に昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動等の機会を提供します。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延日数	1,300	1,320	1,340
実績 （実利用者数）		1,258 (66)	1,331 (71)	1,411 (78)
達成率	％	96.8	101.0	105.2

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延日数	1,508	1,614	1,716
	利用者数	87	97	107

②自立訓練（機能訓練）：身体に障がいのある人を対象に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を実施します。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延日数	－	－	－
実績 （実利用者数）		0 (0)	0 (0)	0 (0)
達成率	％	0.0	0.0	0.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延日数	33	61	94
	利用者数	3	6	9

③自立訓練（生活訓練）：知的・精神に障がいのある人を対象に、食事や家事等の日常生活能力向上の為の訓練を実施します。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延日数	50	53	56
実績 （実利用者数）		66 (5)	51 (3)	56 (3)
達成率	％	132.0	96.2	100.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延日数	79	97	120
	利用者数	6	8	11

④就労移行支援：就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて知識・能力の向上に必要な訓練を実施します。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延日数	120	140	160
実績 （実利用者数）		73 (8)	42 (4)	26 (3)
達成率	％	60.8	30.0	16.3

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延日数	41	61	79
	利用者数	6	11	14

⑤就労継続支援Ａ型（雇用型）：一般企業等で就労が困難な障がいのある人と、事業者が雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延日数	160	165	170
実績 （実利用者数）		208 (15)	190 (13)	237 (16)
達成率	%	130.0	115.2	139.4

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延日数	302	373	454
	利用者数	23	30	37

⑥就労継続支援Ｂ型（非雇用型）：一般企業等で就労が困難な障がいのある人に対し、一定の賃金水準のもとで、継続した就労の機会を提供し、職場内訓練、雇用への移行支援サービスを行います。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延日数	750	790	830
実績 （実利用者数）		749 (49)	862 (56)	968 (62)
達成率	%	99.9	109.1	116.6

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延日数	1,066	1,171	1,284
	利用者数	71	80	89

⑦就労定着支援：就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がいのある人と、相談を通じて生活面の課題の把握や、企業や関係機関との連絡調整、それらに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延日数	－	1	1
実績 （実利用者数）		0 (0)	0 (0)	0 (0)
達成率	%	0.0	0.0	0.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延日数	20	39	64
	利用者数	2	4	7

⑧療養介護：医療を要し、常時介護を必要とする障がいのある人に対し、医療機関等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援をします。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延日数	270	270	270
実績 (実利用者数)		263 (9)	303 (10)	335 (11)
達成率	％	97.4	112.2	124.1

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延日数	382	423	473
	利用者数	13	15	17

⑨短期入所：介護者の疾病等の理由により短期間の入所を必要とする障がいのある人に、施設において入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。

【福祉型】

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延日数	52	62	62
実績 (実利用者数)		50 (17)	50 (19)	52 (19)
達成率	％	96.2	80.6	83.9

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延日数	62	71	80
	利用者数	26	32	38

【医療型】

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延日数	7	7	7
実績 (実利用者数)		12 (1)	0 (0)	14 (1)
達成率	％	171.4	0	200.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延日数	51	86	124
	利用者数	8	14	20

（３）居住系サービス

①自立生活援助：障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人でひとり暮らしを希望する人に、一定期間、定期的な訪問を行ない必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延日数	―	3	3
実績 （実利用者数）		0 (0)	0 (0)	0 (0)
達成率	%	0.0	0.0	0.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延日数	3	3	3

②共同生活援助（グループホーム）：主に夜間において、共同生活を行う住居で日常生活上の世話等を提供します。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	人	30	32	34
実績		35	41	40
達成率	%	117.0	128.1	117.6

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	利用者数	57	66	75

③施設入所支援：入所施設にて、夜間や休日における入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供します。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	人	43	43	43
実績		45	43	43
達成率	%	105.0	100.0	100.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	利用者数	46	49	52

（４）相談支援

①計画相談支援：サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス利用計画を作成し、モニタリング等を行います。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	人 （年間実人数）	170	175	180
実績		182	193	207
達成率	％	107.0	110.2	115.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	利用者数	217	228	240

②地域移行支援：障害者支援施設等に入所、あるいは精神科病院に入院している障がいのある人を対象に、地域に生活を移すための支援を行います。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	人 （年間実人数）	1	1	1
実績		0	0	0
達成率	％	0.0	0.0	0.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	利用者数	0	0	0

③地域定着支援：居住において単身等で生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	人 （年間実人数）	5	6	7
実績		3	1	0
達成率	％	60.0	16.6	0.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	利用者数	0	0	0

３　障害児支援事業の利用実績及び見込量

障がいのある児童への支援にあたっては、保健や医療、障害福祉、さらに教育、保育等の関係機関の連携を図り、障がいの早期発見、早期対応により、切れ目のない支援を提供する体制を構築することが重要であり、子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら推進していく必要があります。

ここでは、特に記載がないものについては、近年の実績及びアンケート調査における利用意向等を考慮し、月間における月平均の数量を見込んでいます。また、月間の実績につきましては、月平均の数値となっていますが、年間の実績につきましては、各年度末の数値となっています。

（※令和２年度については、平成30年度から令和元年度の実績をもとに算出した見込値）

（１）障害児通所支援

①放課後等デイサービス：就学している障がいのある児童に、授業の終了後や長期休暇等に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延日数	470	470	470
実績 （実利用者数）		432 (38)	455 (38)	453 (39)
達成率	％	91.9	96.8	96.4

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延日数	467	481	495
	利用者数	42	45	47

②児童発達支援：未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延日数	58	65	72
実績 （実利用者数）		53 (10)	111 (12)	162 (15)
達成率	％	91.4	171.0	225.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延日数	200	253	333
	利用者数	17	19	21

③保育所等訪問支援：保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、ほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延日数	5	5	5
実績 （実利用者数）		0 (0)	0 (0)	0 (0)
達成率	%	0.0	0.0	0.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延日数	5	5	5
	利用者数	1	1	1

④居宅訪問型児童発達支援：重度の障がいがあって障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対し、自宅に訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行います。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延日数	－	5	5
実績 （実利用者数）		0 (0)	0 (0)	0 (0)
達成率	%	0.0	0.0	0.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延日数	5	5	5
	利用者数	1	1	1

（２）相談支援

①障害児相談支援：サービス等の利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の日常生活や地域生活を支え、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	人	52	54	56
実績		56	53	54
達成率	%	108.0	98.1	96.4

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	利用者数	54	55	55

４　地域生活支援事業の利用実績及び見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人等が、日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施する事業です。特に記載がないものについては、近年の実績等を考慮し年間における数量を見込んでいます。

（※令和２年度については、平成30年度から令和元年度の実績をもとに算出した見込値）

（１）地域生活支援事業【必須事業】

①理解促進研修・啓発事業：障がいのある人への理解を深めるために、地域の住民等に対して研修会やイベントの開催等を行います。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	実施の有無	有	有	有
実績		有	有	無

※令和２年度は、新型コロナウィルス感染症感染防止等のため、事業を行いませんでした。

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	実施の有無	有	有	有

②自発的活動支援事業：障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、障がいのある人に対する災害対策活動やボランティア活動等）に対して支援を行います。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	実施の有無	有	有	有
実績		有	有	無

※令和２年度は、新型コロナウィルス感染症感染防止等のため、事業を行いませんでした。

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	実施の有無	有	有	有

③相談支援事業：障がいのある人等からの相談に応じ、情報の提供、サービス利用の支援をします。また、権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活への支援をします。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	箇所	1	1	1
実績		1	1	1

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	箇所	1	1	1

④基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援を行うと共に、相談支援体制の強化や地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート等の相談等の業務を総合的に行うものです。

⑤相談支援機能強化事業：市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置するものです。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	設置の有無	有	有	有
実績		有	有	有

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	設置の有無	有	有	有

⑥住宅入居等支援事業：賃貸住宅への入居に際しての必要な調整や家主等への相談・助言を通じて、障がいのある人等の地域生活を支援します。

⑦成年後見制度利用支援事業：知的障がいのある人や精神障がいのある人等で、判断能力が不十分である一定の用件に該当する人に対し、成年後見制度の利用を支援するためその費用を助成します。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	人	2	1	1
実績		1	1	1
達成率	％	50.0	100.0	100.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	人	1	1	1

⑧成年後見制度法人後見支援事業：成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

⑨日常生活用具給付等事業：重度障がいのある人に対し、自立支援用具等の日常生活用具の給付・貸与を行います。

【第５期計画見込量及び実績】

		単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
介護・訓練支援用具	見込量	延件数	5	5	5
	実績		0	0	3
自立生活支援用具	見込量	延件数	4	4	4
	実績		0	2	4
在宅療養等支援用具	見込量	延件数	5	5	5
	実績		3	2	1
情報・意思疎通支援用具	見込量	延件数	3	3	3
	実績		5	3	5
排せつ管理支援用具	見込量	延件数	880	890	900
	実績		869	845	830
居宅生活動作補助用具	見込量	延件数	2	2	2
	実績		0	0	0

【第６期計画見込量】

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護･訓練支援用具	延件数	5	5	5
自立生活支援用具	延件数	4	4	4
在宅療養等支援用具	延件数	5	5	5
情報･意思疎通支援用具	延件数	5	5	5
排せつ管理支援用具	延件数	900	900	900
居宅生活動作補助用具	延件数	2	2	2

⑩移動支援事業：屋外での単独移動が困難な障がいのある人等の外出について支援します。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延時間数	710	720	730
実績 （実利用者数）	延時間数	539 (13)	492 (14)	743 (10)
達成率	%	75.9	68.3	101.8

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延時間数	600	600	600
	利用者数	15	15	15

⑪地域活動支援センター機能強化事業：創作活動または生産活動の機会の提供に加え、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談支援を行います。

【Ⅰ型】

		単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
Ⅰ型	第５期見込量	事業所数	1	1	1
	実績 （実利用者数）	箇所 （人）	1 (4)	1 (4)	1 (4)
Ⅱ型	第５期見込量	事業所数	0	0	0
	実績 （実利用者数）	箇所 （人）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
Ⅲ型	第５期見込量	事業所数	1	1	1
	実績 （実利用者数）	箇所 （人）	1 (13)	1 (13)	1 (14)

		単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	Ⅰ型	事業所数	1	1	1
		利用者数	6	6	6
	Ⅱ型	事業所数	0	0	0
		利用者数	0	0	0
	Ⅲ型	事業所数	1	1	1
		利用者数	15	15	15

⑫手話通訳者・要約筆記者派遣事業：障がいのある人に手話通訳者等を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	実件数	3	4	5
実績		8	7	0
達成率	％	267.0	175.0	0.0

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	実件数	8	8	8

⑬手話通訳設置事業：市役所での手続きを円滑にするため、窓口に手話通訳者を配置する事業です。

⑭手話奉仕員等養成研修事業：日常生活が円滑にいくような手話技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

（２）地域生活支援事業【任意事業】

①日中一時支援事業：障がいのある人等の家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、障がいのある人等の日中における活動の場を確保します。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
第５期計画見込量	延時間数	1,600	1,650	4,700
実績 （実利用者数）		1,222 (16)	4,881 (34)	3,982 (27)
達成率	％	76.4	296.0	84.7

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第６期計画見込量	延時間数	5,000	5,000	5,000
	利用者数	35	35	35